

総社市立学校教職員 スマートフォン・携帯電話等取扱要領

総社市教育委員会
総社市校長会

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という）における総社市立学校職員（以下「職員」という。）のスマートフォン・携帯電話等（以下「スマートフォン等」という。）の取扱い並びに児童生徒及び保護者との連絡に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校内での取扱い)

第2条 職員は、原則として、職員室から私物スマートフォン等を持ち出さない。

2 運動場における体育の授業、校外活動、インターホンのない場所での部活動等、緊急連絡が必要となる可能性がある場合は、事前に管理職に届け出て持ち出すこと。

(基本原則)

第3条 職員が、児童生徒及び保護者のスマートフォン等に私物のスマートフォン等やSNSアカウント等を用いて連絡を取ることを、原則として禁止する。

(連絡方法)

第4条 職員は、児童生徒及び保護者へ連絡を取る場合は、学校所有の通信機器や学校代表アカウント等を用いること。

2 担任・その他の職員へ連絡する場合は、原則として学校の電話等に連絡することを児童生徒及び保護者に周知徹底とともに、職員が私物のスマートフォン等で児童生徒及び保護者とやりとりすることを禁じられていることを周知すること。

3 職員は、校外活動や部活動等で出先から保護者へ連絡する必要がある場合は、総社市で運用している連絡ツール（名称：『すぐーる』）を利用すること。

(使用の許可)

第5条 職員は、緊急事態等の発生により迅速な対応が必要であり、他に連絡手段がない場合、また、不登校児童生徒等で、他に意思の疎通が困難な場合に限り、第3条の規定にかかわらず、児童生徒及び保護者に対して私物のスマートフォン等を使用することを許可する。その場合は、事前もしくは事後速やかに管理職に届け出ること。

(使用上の注意)

第6条 第5条により私物のスマートフォン等を使用する場合は、次のことを厳守すること。

- (1) 取得した保護者等の電話番号等は、個人情報として適切に取り扱うこと。
- (2) 電話番号等の保存が必要でなくなった場合は、速やかに削除すること。

(学級及び部活動等の連絡網の作成)

第7条 職員は、学級及び部活動等の連絡網を作成する場合には、次のことを厳守すること。

- (1) 連絡網の記載は氏名のみとし、電話番号については、連絡網の各個人の前後必要最小限の電話番号を互いに確認し、記入するものとする。
- (2) 児童生徒及び保護者による長期休業中の登校日や部活動等に対する欠席連絡等においても、第4条の規定に基づき、あるいは友人を通じて関係職員に連絡する方法で行う旨を児童生徒及び保護者に周知すること。

(その他)

第8条 職員は、その他児童生徒の安全確保等のため、やむを得ず私物のスマートフォン等の利用の必要性が想定される場合は、事前に管理職に相談すること。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

この要領は、令和7年12月1日から施行する。